

戸田市がん対策推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、市民、保険医療関係者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、もってがんの予防及び早期発見の推進並びにがん患者及びその家族への支援を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

（市の責務）

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

（保健医療関係者の責務）

第5条 医師その他の医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するものとする。

3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの

予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進等)

第7条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、児童及び生徒ががんに関する理解と関心を深めることができるよう、がんに関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第8条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の支援)

第9条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族に支援に関する情報を提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# (仮) 戸田市 がん患者医療用補正具 購入費補助金のご案内

戸田市では、がん患者の皆様が、治療と社会参加の両立でき、また、療養生活の質の向上を図るため、医療用補正具の購入を補助します。

## 1 対象者（次の全てに該当する方）

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている方
- (3) がん治療に伴い脱毛し、または乳房を切除し補正具を購入した方
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 同種の補助金等の交付を受けていない方

## 2 補助内容

補助金の額は、医療用補正具ごとに、購入費の2分の1に相当する額を補助します。なお、上限額は次の表のとおりです。

補助対象	補助金の上限額
医療用ウィッグ	2万円
乳房補正具	・補正下着 2万円 ・人口乳房 10万円

※補助対象者1人につき、補助対象ごとに1回を限度とする。



## 3 申請書類

- (1) 戸田市がん患者医療用補正具購入費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 薬物療法に関する説明書、診断書、治療方針計画書等
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類（領収書）

## 4 申請窓口・お問い合わせ先

戸田市福祉保健センター

戸田市大字上戸田5番地の6

成人保健担当

☎048-446-6453



(仮) 戸田市

ターミナルケア



# 在宅療養生活支援補助金のご案内

戸田市では、40歳未満のがん患者の方が在宅で安心して自分らしい生活ができるよう、在宅サービスの費用の一部を補助(償還払)し、ご本人とご家族の負担を軽減する補助制度を実施します。

## 1 補助を受けることができる方

対象となる方は、次のすべてに該当する方です。

- (1)20歳以上40歳未満の市民(小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含む)
- (2)がん患者(医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方に限る)で在宅療養生活への支援及び介護が必要な方

## 2 補助の内容

- (1)訪問介護(身体介護、生活援助及び通院等乗降介助)及び訪問入浴介護の各サービス
- (2)福祉用具の貸与及び福祉用具の購入に係る費用

### 【貸与品:例】

車いす(付属品を含む)、特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具、移動用リフト(つり具の部分を除く)、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、自動排泄処理装置

### 【購入品:例】

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※対象かどうか不明なものは、ご相談ください。

## 3 補助金額

1か月あたりの費用の9割相当額を補助します。その際、一旦は、全額負担となります。

なお、補助上限額は、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与は合わせて月7万2千円、福祉用具購入は9万円となります。本人負担は1割となります。

【申請方法は裏面をご覧ください】

## 4 申請方法について

申請書に必要事項を記入して、医師の意見書を添えて、戸田市福祉保健センターへご提出ください。※郵送可

## 5 申請に必要な書類

- ・戸田市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付申請書
  - ・戸田市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書
- ※意見書の文書料も補助の対象(上限 4,000 円)

## 6 補助金申請の流れ

### ①利用申請【申請者→市】

申請書、意見書を戸田市福祉保健センターへご提出ください。



### ②利用決定通知書の送付【市→申請者】

請求に関するご案内も一緒にお送りします。

### ③サービスの利用開始、サービス事業者等へのサービス利用料・購入費の支払い【申請者⇄サービス事業者】

### ④補助金の請求【申請者→市】

補助金交付申請兼請求書をご提出ください。※領収書添付

(1か月単位での請求になります。数か月分をまとめて請求することも可能です。)

### ⑤補助金交付決定通知書の送付【市→申請者】

ご提出いただいた請求書の内容を確認し、実際の補助金額をお知らせします。

### ⑥補助金の支払い【市→申請者】

補助金をお支払いします。(口座振込)



お問い合わせ  
申し込み先

戸田市福祉保健センター 成人保健担当

住所:戸田市大字上戸田5番地の6 TEL:446-6453

